

資料 3 関連 消費者庁提出資料

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第13回電力託送料金に関する調査会（令和2年12月24日開催）における専門委員の主な個別意見（配電事業に関わるものに限る）の概要

令和 3 年 2 月 1 日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第13回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

※配電事業の詳細設計に関するものを抜粋した。

配電事業について

- ① 配電事業を消費者の視点で考えたときに、小売事業者と比べて顔が見えないため、消費者にとってのメリットがやや分かりづらいのではないか。地域に根差したきめ細かいサービスなど、消費者へのメリットが整理した形で示されるとより分かりやすいと思われる。
- ② 配電事業は利用者へのメリットが見込まれる一方で、取引費用も含めたトータルコストが利用者にはっきりと見えてこないことが問題ではないか。コスト低下につながる範囲で、リスク回避や緊急時の対応を考慮した制度を設計していただきたい。
- ③ 一般送配電事業者と配電事業者の間では、計画業務やその他の需給調整等の綿密なコミュニケーションが必要になると思われる。そうしたコミュニケーションが十分に取られ、合意形成が図られるような制度設計が必要ではないか

以上